平成２４年（フ）第１４０号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地28　登アパート201号、手続開始決定時の住所鹿児島県曽於市末吉町二之方265番地
破産者　林山　克巳
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２８０号
鹿児島県日置市伊集院町下神殿1965番地１―２階、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県日置市伊集院町麦生田字芦原406番地１
破産者　有限会社カミテック
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６６号
青森県弘前市大字新法師字泉132番地１
破産者　清藤　悦子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３４５号
相模原市緑区東橋本３丁目19番８―308号
破産者　池田　俊浩
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８４４号
大阪市福島区海老江３丁目10番６号　カーサベルデ203号、開始決定時の住所大阪府枚方市堂山３丁目23番７号
破産者　佐々木兼司
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８２号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目10番11号、前住所大阪府豊能郡豊能町ときわ台１丁目８番地の21　304
破産者　蓼川　　渉
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１４号
大阪府大阪狭山市大野台５丁目11番13号
破産者　菊池　治孝
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３１号
札幌市豊平区平岸２条15丁目５番30号　コーポ長原201号
破産者　中川　　修
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１０号
札幌市白石区本郷通８丁目南５番20号　ライブスクエア本郷102号
破産者　上野　真義
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６４号
札幌市東区北35条東13丁目２番17号　ラポール35―103号
破産者　苅谷　潮美（旧姓関河）
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１号
茨城県坂東市辺田289番地13、開始決定時の住民票上の住所茨城県坂東市辺田623番地15
破産者　中山　利雄
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２６号
埼玉県本庄市東台２丁目６番33号、開始決定時の住所埼玉県本庄市栄３丁目４番24号
破産者　根岸　洋一
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２４１号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29―611号
破産者　稲垣　新次
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８５号
広島市佐伯区三宅５丁目375番地８、申立時の住所広島市佐伯区観音台１丁目33番５号
破産者　樋口　政義
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８５号
広島市佐伯区坪井３丁目818番地１　ナカムラ病院、住民票上の住所広島市安佐南区長束５丁目25番25―５―202号　Ｂ棟
破産者　松元　昌子
法定代理人成年後見人　妻澤　裕幸
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２２号
熊本県宇土市築籠町101番地８
破産者　菊池　眞澄
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係